

2020年1月10日

株式会社東京証券取引所 御中

特定非営利活動法人

日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク

理事長 牛島 信

「上場子会社のガバナンスの向上等に関する上場制度の整備について」  
に関するCGネットの意見

2019年11月29日付で東京証券取引所から公表された「上場子会社のガバナンスの向上等に関する上場制度の整備について」のうち、「上場子会社のガバナンス向上等」について、日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク（CGネット）としての意見を述べる。

(1) 独立役員の独立性基準の強化

独立役員の独立性基準において、過去10年以内に親会社又は兄弟会社に所属していた者でない旨を追加するもので、成長戦略実行計画で掲げられた事項である。

現行の独立役員の独立性基準では、「現在」及び「最近（通常1年以内）」に親会社の業務執行者若しくは業務執行者でない取締役又は兄弟会社の業務執行者であったものについては、独立性を認めないこととしていた。これを「過去（10年以内）」にその範囲を広げるものである。一般に、10年という年月は人材の流動性及び業務執行者からの独立性を担保するという二つの要請を調和するのに十分な時間であり、また、成長戦略実行計画では、東京証券取引所の対応等として、昨年6月に経済産業省から公表された「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針」（グループガイドライン）の実効性を高めることが求められていたところ、グループガイドラインによる上場子会社のガバナンスの強化（独立性の強化）の観点からも評価できると考え、この方向性を支持する。

もっとも、10年が経ったからといって、直ちに親会社・兄弟会社出身者が上場子会社の独立役員に就任することを望ましいと考えることはできない。形式的に10年が経過していれば独立性が担保されるとするのではなく、「独立役員の確保に係る実務上の留意事項」にあるとおり、一般株主を保護するだけの実質があるといえるか、「一般株主と利益相反の生じるおそれがない者」といえるかという実質を判断すべきことが強調されるべきである。

(2) グループ経営の考え方等の開示の充実

上場子会社を有する上場会社が、グループ経営に関する考え方及び方針を踏まえた、上

場子会社を有する意義及び上場子会社のガバナンス体制の実効性確保に関する方策などを、コーポレート・ガバナンス報告書で開示することを求めるものである。

現行、コーポレート・ガバナンス報告書では、こうした内容は「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」や「その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情」の欄で開示する例が多いが、これを独立した項目で開示させることとなる。近時発生した上場子会社に関する事案を踏まえ、上場子会社側のガバナンスを強化する動きはあるが、グループガイドラインが上場子会社を有する親会社が情報開示を通じて十分な説明責任を果たすことなどを求めているとおり、上場子会社を有する上場会社についても開示の強化を促していくことは望ましい。さらに、グループ経営の考えについてもあわせて開示することは、投資者の投資判断において有意義であると考え、これを支持する。

上記に加えて、今回の上場制度の整備については、現状の上場子会社を容認することが前提となっているが、その前提自体の検討が必要である。既にアスクルの件において当 NPO としても独立社外取締役の再任拒否について反対の見解を表明したところであり、昨年 1 月 29 日に設置が公表された「従属上場会社における少数株主保護の在り方等に関する研究会」では、上場子会社の制度そのものの可否にも踏み込んだ議論が行われ、我が国の資本市場の信頼性向上の観点も踏まえて、内外の機関投資家等にも評価される結論に至ることを強く期待する。

以上

**【本件についてのお問い合わせ先】**

特定非営利活動法人日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク

執行理事・事務局長 富永 誠一

〒105-6112 東京都港区浜松町 2-4-1 世界貿易センタービルディング 12F

Tel : 03-5473-8038 / e-mail : info@cg-net.jp